		九　船積み前に、船長は荷送人から、当該荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する次の事項を示す書面の提出を受けること。 イ　貨物が可燃性物質類（等級4.2）に分類されないものであること。 ロ　貨物が13日以上外気にさらしたものであること。 十　水分値が10%を超える貨物を船積みしないこと。 十一　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十二　ビルジウェルは貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石炭	COAL	一　積載場所の仕切りは、耐火耐水性を有すること。 二　火薬類（等級1.4）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類に分類される個品危険物並びに可燃性物質類及び酸化性物質に分類される固体ばら積み物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　酸化性物質（個品危険物及び固体ばら積み物質）を積載場所の上下の船倉又は区画に積載しないこと。 四　高温の場所に隣接して積載しないこと。 五　火薬類（等級1.4のものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 六　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 七　航海中に貨物の水分値が運送許容水分値を超えた場合に当該貨物が液状化するおそれがあり、かつ、規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十　船積み前に、船長は荷送人から、貨物の性状（水分、硫黄分、粒径、メタンの発生の有無及び自然発熱の有無）及び積載の方法並びに運送方法を示す書面の提出を受けること。 十一　船積み前に次に掲げる事項を行うこと。 イ　取り外しできるサイドスパーリング等を含め、廃棄物及び前荷の残渣を除去すること。 ロ　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖された区画の電線及び電気部品は、損傷がないものであり、かつ、防爆型のものとするか、又は完全に絶縁された状態とすること。ただし、積載場所とガス密の隔壁で仕切られ、当該場所に直接通じていない機関室については、この限りでない。 十二　次に掲げる事項を積載場所に入ることなく計測するための機器を船舶に備えること。 イ　積載場所の空気中のメタン濃度 ロ　積載場所の空気中の酸素濃度 ハ　積載場所の空気中の一酸化炭素濃度 ニ　積載場所のビルジのＰＨ値 十三　前号の機器は定期的に点検・校正され、乗組員は当該機器を使用できるよう訓練されていること。 十四　積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十五　積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、空気中のメタン濃度の計測によりこれらの作業を安全に行えることを確認している場合には、この限りでない。 十六　貨物の表面にガスポケットを形成させないこと。 十七　貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。 十八　積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。 十九　次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。 イ　船積み地を離れて24時間は、次に掲げる事項を行うこと。 ⑴　積載場所において貨物の表面を通風すること。この間、積載場所の空気中のメタン濃度の計測を行うこと。 ⑵　⑴により計測されたメタン濃度が許容できる値である場合は、通風口を閉鎖し、積載場所の空気中のメタン濃度の計測を行うこと。 ⑶　⑴により計測されたメタン濃度が許容できる値でない場合は、メタン濃度が許容できる値になるまで、貨物の表面を通風し、当該場所の空気中のメタン濃度の計測を行うことを繰り返すこと。 ロ　積載場所の空気中のメタン濃度の計測は、毎日行うこと。 二十　貨物から発生するメタン、酸素及び一酸化炭素を隣接する閉鎖区域に蓄積させないこと。